

総合センターだより

川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

令和2年(2020年)

3

月号

場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

外国人の人権について考えてみましょう

近年の国際化時代を反映して、日本に在住(在留)する外国人は年々増加しており、川西市では、令和2(2020)年1月末現在で、46カ国、1,420人の外国人が居住しています。

そのような中で、在住外国人をとりまく社会状況や人権課題も多様化、深刻化しています。

例えば就労差別や入居・入店拒否、外国人労働者(技能実習生など)に関する人権問題などです。

国においても、国連で採択された「国際人権規約」などの人権条約の批准をはじめ、平成28(2016)年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消推進法)」が施行されました。

しかしながら、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動があるなど人権が著しく侵害される状況が起こっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることではありません。

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、尊重し、助け合っていくことが大切です。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月第1水曜日 午後1時30分～3時 3月4日

セクマイ相談・学習会 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会です。当事者でない方も参加できます。

毎月第4木曜日 午後1時30分～4時 3月26日

どなたでも相談・参加可能です

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。